

## 第172回 判例地方自治研究会

作成者 石田 純

1 期日 令和5年1月26日(木) 18時30分～ オンライン (zoom) 会議

2 参加者 須田、澤村、石田、川口、馬場、山岸 (以上6名・敬称略・順不同)

3 発表課題

(1) 除籍謄本不交付決定取消請求控訴事件 (横浜市) 東京高判令和4年3月17日 発表担当: 馬場先生

**事案** Aは、司法書士のX(原告・被控訴人) に対し、従兄弟であるBの一家に財産を承継させる旨の遺言書、民事信託の作成を依頼し、「Bの一家」の現住所を調査するため、過去のある時期のBの本籍地(横浜市D地区)を基に、戸籍謄本等の交付請求をすることにした。処分行政庁が、本件請求が戸籍法10条の2第1項1号の要件(下記「争点」参照)を満たしていることを確認できないとの理由により不交付決定(本件不交付決定)をした。そのため、XはYに対し、本件請求は同項1号又は3号所定の要件を満たすものであるから、本件不交付決定は違法であると主張して、取消訴訟(本件取消訴訟)及び義務付け訴訟(本件義務付け訴訟)を提起した。

**争点** ① 本件請求につき、自己の権利を行使し又は自己の義務を履行するために戸籍の記載事項を確認する必要がある場合に該当するか、また、権利又は義務の発生原因及び内容並びに当該権利を行使し、又は当該義務を履行する理由を明らかにしてされた請求であるか否か(戸籍法10条の2第1項1号該当性)

② 本件請求につき、戸籍の記載事項を利用する正当な理由がある場合に当たるか、また、(2) 戸籍の記載事項の利用の目的及び方法並びにその利用を必要とする事由を明らかにしてされた請求であるか否か(同項3号該当性)

③ 本件義務付け訴訟の適法性

**判旨** (①について) 同号の規定は、当該請求者の権利又は義務の「発生原因及び内容」が請求時に確定していることを前提としていることが明らかである。本件については、未だ遺言書等は作成されていないから、AのB又はその一家に対する権利又は義務の発生原因及び内容が確定していたことは、認められない。→1号要件には該当しない。

(②について) 3号の「戸籍の記載事項を利用する正当な理由がある場合」とは、同項1号ないし2号に準じるような場合、すなわち、社会通念上当該他人の戸籍の記載事項を利用してある行為をすることが一般的に期待され、又は許容されている場合をいうと解するのが相当である。また、「戸籍の記載事項の利用の目的及び方法並びにその利用を必要とする事由」については、当該交付請求につき「正当な理由」の有無を判断できる程度に、戸籍の記載事項を利用する目的や方法、利用の必要性を具体的に明らかにする必要がある。探索的に戸籍謄本を請求することが一般的に期待され許容されているとはいえず、かつ、本件戸籍謄本等の請求以外にすることができないというような場合に当たると記載もないから、3号にも該当しない。⇒Yの付帯控訴に基づき、Yの敗訴部分を取り消し、Xの請求を棄却。

(2) 通知(処分)撤回及び損害賠償等請求控訴事件(土岐市) 東京高判令和4年1月27日 発表担当: 川口先生

**事案** Xは、本件図書館が平成28年(2016年)度から導入した予約冊数上限(同時に10冊以内、貸出期間15日以内)の撤廃要求が容れられなかったことを契機に、①借出し等の手続のためカウンターに並んでいる利用者の列に割り込む、②カウンターの長時間占拠やカートの長時間占有、児童書コーナーの占拠、③1日の間に150冊以上など大量の資料の借出しと返却を繰り返す、④検索機による書庫出納票を大量に発行する、⑤特定の司書に対する過度の要求、付きまといなどを繰り返すようになった。そこで、土岐市(Y)図書館側は、こうしたXの行為を不適切行為ないし迷惑行為とみて、令和元年(2019年)7月31日付け、同年10月1日付けで教育委員会名の通知書で、今後やめてほしい行動を指摘し、遵守しない場合は、利用を制限する旨、2回目の通知書では、2週間を経過して改善が見られない場合は、利用及び入館を禁止する旨を通知した。その上で、教育委員会は、同年11月18日付け通知書で、利用及び入館を禁止する旨を通知した(「本件処分」)。これに対し、Xは審査請求を提起したが、その結果を待たずして本件訴訟を提起。

**争点** ①本件処分の適法性、②本件処分等のYのXに対する対応の国賠法上の違法性の有無・程度

**第一審** (①について) 土岐市図書館設置条例6条及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律33条1項が教育委員会規則に委任している「管理運営上の基本的事項」において、一時的な利用制限を超えて、全面的かつ無制限の利用禁止の処分をすることは含まれないから、土岐市図書館運営規則6条が全面的かつ無制限の利用禁止処分を委任された規定と解することはできない。→本件規則に基づく入館禁止処分は違法である。

(②について) 本件処分自体は違法だが、本件処分に至るY職員らの対応が違法とまでは認められず、Xの図書館利用の態様が本件図書館の通常の利用方法と大きくかけ離れている→処分の取消し及び5000円の損害賠償を認容。

**判旨** (①について) 本件図書館は地方自治法244条2項の「公の施設」に当たり「正当な理由」がない限り住民の利用を拒むことはできないが、一部の利用者が公立図書館の管理運営に重大な支障をもたらす態様で利用するような場合、図書館の目的を実現するためにも、必要かつ合理的な範囲内で図書館利用を制限する必要性が生じ得ることは明らかである。本件規則6条は、①対象者が「この規則若しくは館長の指示に従わない者」であって、②その者に引き続き本件図書館の施設等の利用を許したのでは本件図書館の管理運営に重大な支障を生ずるおそれが大きい場合に限り、③当該支障発生の防止のために必要かつ合理的な範囲内で、その「利用を禁止」し得ることを定めたものと解するのが相当であり、土岐市図書館設置条例6条の委任の範囲を逸脱するものでもない。

Xは多種多様な問題行動に及んでおり、これらの問題行動が、本件図書館の職員や設備、図書等に多大な負担等を生じ得るものであり、かつ、本件図書館の正常な利用過程において繰り返す必要が生ずることは想定し難いから、上記①②③に該当する。本件処分に確定的な終期がないことについては、被控訴人の問題行動が続く状況が解消される時期を見通すことが極めて困難であったことから、やむを得ない。よって、本件処分は違法とはいえない。

⇒Xの控訴に基づき、Xの敗訴部分を取り消し、Yの請求をいずれも棄却。